新春特集

関西知財高裁10周年記念シンポジウムの基調講演等



知的財産高等裁判所長 設樂 隆一

新年明けましておめでとうございます。

年頭に当たりまして、この新しい年が、日本の知的財産権制度の飛躍的な発展のための1年となることを願うと共に、皆様の今後のますますのご活躍とご発展を祈念させていただきます。

昨年の平成27年11月20日に、弁護士知財ネット、大阪弁護士会の共催、日弁連及び日本弁理士会の共催で、知財高裁10周年を記念して、大阪で知財高裁10周年記念シンポジウムを開催していただきました。このシンポジウムのテーマは、損害の額という興味深いテーマでしたので、本日は、そのご報告も兼ねて、当日のシンポジウムにおける私の基調講演とパネルディスカッションの発言内容をまとめたものを掲載させていただきます。

なお、知財高裁は、平成27年4月で設立から10年を迎えたわけですが、この間の歩みと今後の展望につきましては、自由と正義の4月号掲載の「知財高裁10年の歩みと今後の展望」と題する 拙稿及び判タ7月号、8月号等をご参照いただければ、さいわいでございます。

また、知財高裁10周年を記念して、平成27年4月20日に日弁連、特許庁、弁護士知財ネットの共催で5カ国模擬裁判を開催していただきました。これは、アメリカ、イギリス、ドイツ、フランスから裁判官、弁護士等を招き、FRAND宣言をした標準技術特許の権利行使が問題となる仮想事例について、弁論をし、各国の裁判例に基づき、判決をしてもらうという企画でしたが、これも大変好評でありました。詳しくは、日弁連知財委員会等にお問い合わせいただくか、あるいはL&Tの第69号にその報告が掲載されておりますので、興味のある方は、そちらをご参照ください。

1 損害賠償・・概要説明

本日は、損害の額をテーマにしたシンポジウムでございますので、昨今話題になっております寄与率による減額についてお話ししたいと思います。当初は、損害については、特許法102条の条文に則した判断をすれば良いのであり、寄与率という用語を使用する必要もない、というすっきりとしたトーンで話をしようと思っていましたが、実際に同条を適用しようとすると、寄与率という用語を使用して説明をした方が便利であり、実際に同条を適用して損害額を算定するに当たって、この用語を使用しないで説明をすることはなかなか困難であるという話にもなっております。もっとも、寄与率という用語を使用するときには、特許法102条1項で